

令和4年12月26日

関係団体 各位

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（告示）のご周知のお願い

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。

標記の告示につきまして本日交付されましたので、傘下の会員事業場等に周知いただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

また、施行通達、対象物質リストのエクセル版は、以下のページ中に掲載しておりますので、あわせてお知らせします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

以 上

令和4年12月26日（月）

（照会先）

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

課長 安井 省侍郎

化学物質評価室

室長 佐藤 京子（内線5508）

室長補佐 吉見 友弘（内線5509）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3502)6756

報道関係者 各位

労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示を行いました

厚生労働省は、本日、「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」について告示を行いました。

今年5月に公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理が定められました。その一環として、事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。今回の告示では、がん原性物質の対象を定めています。

■告示のポイント

1 作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質の範囲

労働安全衛生法に基づきリスクアセスメントの実施が義務付けられているリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの。

ただし、以下のものおよび事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く。

- ・エタノール
- ・特別管理物質※

※ 特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質

2 適用日 令和5年4月1日

○厚生労働省告示第三百七十一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和四年十二月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第三十四条の二の七第一項第一号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の三に規定する特別管理物

質を除く。)であつて、令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の裾切値以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載しています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の可否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

令和4年12月26日現在

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	区分1B	
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	ベンゾ[a]ピレン	区分1A	
51-79-6	ウレタン	ウレタン	区分1B	
58-89-9	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (リンデン)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	区分1A	
60-57-1	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名:ディルドリン)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	区分1B	
62-75-9	N,N-ジメチルニトロソアミン	N, N-ジメチルニトロソアミン	区分1B	
63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル【カルバリル】	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	区分1B	
64-67-5	硫酸ジエチル	硫酸ジエチル	区分1B	
66-27-3	メタンスルホン酸メチル	メタンスルホン酸メチル	区分1B	
68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	N, N-ジメチルホルムアミド	区分1B	
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1, 1, 1-トリクロロエタン	区分1B	
75-02-5	弗化ビニル	弗化ビニル	区分1B	
75-07-0	アセトアルデヒド	アセトアルデヒド	区分1B	
75-09-2	ジクロロメタン	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	区分1A	
77-78-1	硫酸ジメチル	硫酸ジメチル	区分1B	
79-06-1	アクリルアミド	アクリルアミド	区分1B	
79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド	ジメチルカルバモイル=クロリド	区分1B	
79-46-9	2-ニトロプロパン	2-ニトロプロパン	区分1B	
87-86-5	ペンタクロロフェノール	ペンタクロロフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
88-72-2	2-ニトロトルエン	ニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
92-52-4	ビフェニル	ビフェニル	区分1B	
95-69-2	4-クロロ-オルト-トルイジン	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 3165-93-3参照
95-80-7	2,4-トルエンジアミン (別名: 2,4-ジアミノトルエン)	2, 4-ジアミノトルエン	区分1B	
96-09-3	フェニルオキシラン (別名: スチレンオキシド)	フェニルオキシラン	区分1B	

96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	1, 2, 3-トリクロロプロパン	区分1B	
96-33-3	アクリル酸メチル	アクリル酸メチル	区分1B	
97-56-3	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン (別名: 2-アミノアゾトルエン)	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	区分1B	
98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	ベンゾトリクロリド	区分1B	
98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	アルファ, アルファ-ジクロロトルエン	区分1B	
100-44-7	塩化ベンジル	塩化ベンジル	区分1B	
100-63-0	フェニルヒドラジン	フェニルヒドラジン	区分1B	
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4, 4'-メチレンジアニリン	区分1B	
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	区分1B	
106-89-8	2-(クロロメチル)オキシラン (別名: エピクロロヒドリン)	エピクロロヒドリン	区分1B	
106-93-4	1,2-ジプロモエタン【EDB】	1, 2-ジプロモエタン (別名 E D B)	区分1B	
106-99-0	1,3-ブタジエン	1, 3-ブタジエン	区分1A	
107-13-1	アクリロニトリル	アクリロニトリル	区分1B	
108-05-4	酢酸ビニル	酢酸ビニル	区分1B	
116-14-3	テトラフルオロエチレン	テトラフルオロエチレン	区分1B	
118-96-7	2, 4, 6-トリニトロトルエン	トリニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
121-14-2	2, 4-ジニトロトルエン	2, 4-ジニトロトルエン	区分1B	
121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名: マラチオン)	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名 マラチオン)	区分1B	
126-72-7	りん酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)	りん酸トリス(2, 3-ジプロモプロピル)	区分1B	
127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	N, N-ジメチルアセトアミド	区分1B	
205-99-2	ベンゾ[e]フルオラセン	ベンゾ[e]フルオラセン	区分1B	
302-01-2	ヒドラジン	ヒドラジン	区分1B	
309-00-2	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名: アルドリン)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4 a, 5, 8, 8 a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名 アルドリン)	区分1B	
334-88-3	ジアゾメタン	ジアゾメタン	区分1B	
409-21-2	炭化けい素ウイスキー	炭化けい素	区分1B	
409-21-2	炭化けい素	炭化けい素	区分1B	
505-60-2	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名: マスタードガス)	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名 マスタードガス)	区分1A	
513-78-0	炭酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
540-73-8	1,2-ジメチルヒドラジン	ジメチルヒドラジン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
542-83-6	シアン化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
543-90-8	酢酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	
592-05-2	シアン化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

593-60-2	プロモエチレン	プロモエチレン	区分1B	
598-63-0	炭酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール	2, 4-ジアミノアニソール	区分1B	
764-41-0	1,4-ジクロロ-2-ブテン	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	区分1B	
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン (別名: 4,4'-メチレンジ-0-トルイジン、4,4'-メチレンビス (2-メチルアニリン))	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	区分1B	
1072-35-1	ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
1120-71-4	1, 2-オキサチオラン=2, 2-ジオキソド (別名: 1,3-プロパンスルトン)	1, 3-プロパンスルトン	区分1B	
1303-00-0	ヒ化ガリウム (別名: ガリウムヒ素)	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
1306-19-0	酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1306-23-6	硫化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1317-95-9	結晶質シリカ (トリポリ)	結晶質シリカ	区分1A	
1335-32-6	塩基性酢酸鉛	酢酸鉛、鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※塩基性酢酸鉛は、酢酸鉛と水酸化鉛の複合化合物
1336-36-3,53469-21-9,11097-69-1	ポリ塩化ビフェニル	塩素化ビフェニル (別名 PCB)	区分1B	
1344-40-7	二塩基性亜リン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1746-01-6	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	区分1A	
2223-93-0	ステアリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
2425-06-1	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド【キャプタフォル】	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)	区分1B	
2426-08-6	ノルマル-ブチル=2,3-エポキシプロピルエーテル	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	区分1B	
2605-44-9	ラウリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
3165-93-3	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 95-69-2参照
7440-43-9	カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7446-14-2	硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7631-86-9	シリカ (結晶質、非晶質を包含した二酸化ケイ素)	結晶質シリカ	区分1A	結晶質シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。 非晶質シリカは対象外。
7783-46-2	フッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

7784-42-1	アルシン（ヒ化水素）	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
7789-42-6	臭化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-78-5	塩化カドミウム（5/2水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-80-9	ヨウ化カドミウム（11）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-84-3	硫酸カドミウム（8水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7803-57-8	ヒドラジン-水和物	ヒドラジン-水和物	区分1B	
8001-58-9	クレオソート油	クレオソート油	区分1B	
8002-05-9,8012-95-1,64741-88-4,64741-97-5,72623-86-0,72623-87-1	ニュートラル潤滑油用基油	鉱油	区分1A	未精製油又は軽度処理油が対象。 高度精製油は対象外。
10022-68-1	硝酸カドミウム・四水和物	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10099-76-0	ケイ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10108-64-2	塩化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10124-36-4	硫酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10325-94-7	硝酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12013-69-3	鉛酸カルシウム	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12060-00-3	チタン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12202-17-4	三塩基性硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12214-12-9	硫セレン化カドミウム	カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12510-42-8	エリオナイト	エリオナイト	区分1A	
13424-46-9	アジ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
13510-89-9	アンチモン酸鉛	アンチモン及びその化合物、鉛及びその無機化合物	区分1B	
13654-09-6	十臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

13814-96-5	ビス(テトラフルオロホウ酸)鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14464-46-1	結晶質シリカ(クリストバライト)	結晶質シリカ	区分1A	
14720-53-7	ホウ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14808-60-7	結晶質シリカ(石英)	結晶質シリカ	区分1A	
15468-32-3	結晶質シリカ(トリジマイト)	結晶質シリカ	区分1A	
16071-86-6	{5-[4'-(2,6-ヒドロキシ-3-(2-ヒドロキシ-5-スルホフェニル)アゾ)フェニル)アゾ](1,1'-ビフェニル)-4-イル)アゾ]サリシラト(4-)}銅(2-)二ナトリウム塩(別名CIダイレクトブラウン95)	銅及びその化合物	区分1B	
19783-14-3	水酸化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
21041-95-2	水酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
25321-14-6	ジニトロトルエン(異性体混合物)	2,4-ジニトロトルエン	区分1B	2,4-体を0.1%以上含有する物のみが対象
25808-74-6	ケイフッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
27858-07-7	八臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
28407-37-6	3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-1,1'-ビフェニル-4,4'-ジイル)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸)二銅(II)四ナトリウム(別名CIダイレクトブルー218)	銅及びその化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
36355-01-8	六臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
56189-09-4	二塩基性ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
57044-25-4	R-2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	光学異性体を限定しないものはCAS RN 556-52-5参
59536-65-1,67774-32-7	ポリ臭化ビフェニル(FireMaster BP-6(臭素数5-7のポリ臭化ビフェニルの混合物)及びFireMaster FF-1(FireMaster BP-6に2%のCalcium polysilicateを添加(anti-caking))	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
61789-28-4	クレオソートオイル	クレオソート油	区分1B	
61790-53-2	珪藻土(結晶質シリカ含有率0.1%以上のもの)	結晶質シリカ	区分1A	珪藻土そのものは対象ではなく、結晶質シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。 非晶質シリカは対象外。
64742-52-5	石油留分	※	区分1A	成分として他のがん原性物質を0.1%以上含有する物のみが対象
68308-34-9	けつ岩油	けつ岩油	区分1A	
90583-37-2	二塩基性亜硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和6年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の裾切値以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載しています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の可否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

令和4年12月26日現在

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-18-0	シクロホスファミド無水物	シクロホスファミド及びその一水和物	区分1A	一水和物はCAS RN 6055-19-2参照
51-75-2	ビス（2-クロロエチル）メチルアミン（ナイトロジェンマスタード）	ビス（2-クロロエチル）メチルアミン（別名HN2）	区分1B	
52-24-4	チオテパ	トリエチレンチオホスホルアミド（別名チオテパ）	区分1A	
53-16-7	1,3,5(10)エストラトリエン-3-オール-17-オン（別名：エストロン）	3-ヒドロキシ-1, 3, 5（10）-エストラトリエン-17-オン（別名エストロン）	区分1A	
53-70-3	ジベンゾ [a,h] アントラセン	ジベンゾ [a, h] アントラセン（別名1, 2：5, 6-ジベンゾアントラセン）	区分1B	
55-18-5	N-ニトロソジエチルアミン	N, N-ジエチル亜硝酸アミド	区分1B	
55-98-1	ブスルファン	ブタン-1, 4-ジイル=ジメタンスルホナート	区分1A	
56-53-1	ジエチルスチルベストロール	ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）	区分1A	
56-75-7	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド（別名：クロラムフェニコール）	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド（別名クロラムフェニコール）	区分1B	
62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド	パラ-エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）	区分1A	
70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	区分1B	
72-54-8	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン（別名：p,p'-DDD）	4, 4'-（2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル）ジ（クロロベンゼン）	区分1B	
72-55-9	1,1-ビス(4-クロロフェニル)-2,2-ジクロロエタン（別名：p,p'-DDE）	4, 4'-（2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル）ジ（クロロベンゼン）	区分1B	
75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド【クロラル】	トリクロロアセトアルデヒド（別名クロラル）	区分1B	
79-94-7	テトラプロモビスフェノールA	2, 2-ビス（4'-ヒドロキシ-3', 5'-ジプロモフェニル）プロパン	区分1B	
88-73-3	オルト-ニトロクロロベンゼン	2-クロロニトロベンゼン	区分1B	
89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	区分1B	
91-22-5	キノリン	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 530-64-3参照
93-15-2	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	区分1B	
98-56-6	p-クロロ-α, α, α-トリフルオロトルエン	パラ-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロトルエン	区分1B	
100-17-4	パラ-メトキシニトロベンゼン（別名：パラ-ニトロアニソール）	パラ-メトキシニトロベンゼン	区分1B	
101-61-1	4,4'-メチレンビス（N,N-ジメチルアニリン）	4, 4'-メチレンビス（N, N-ジメチルアニリン）	区分1B	
106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	区分1B	
120-12-7	アントラセン	アントラセン	区分1B	
132-32-1	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	区分1B	

135-20-6	アンモニウムN-ニトロソフェニルヒドロキシルアミン (別名: カプフェロン)	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	区分1B	
148-82-3	メルファラン	(S)-2-アミノ-3-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]プロパン酸 (別名メルファラン)	区分1A	
149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	2-メルカプトベンゾチアゾール	区分1B	
154-93-8	1,3-ビス(2-クロロエチル)-1-ニトロソ尿素 (別名カルムスチン)	N, N'-ビス(2-クロロエチル)-N-ニトロソ尿素	区分1B	
224-42-0	ジベンゾ [a,j] アクリジン	ジベンゾ [a, j] アクリジン	区分1B	
298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン (別名: 8-メトキシプソラレン)	9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン	区分1A	
302-17-0	抱水クロラール	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-エタンジオール (別名抱水クロラール)	区分1B	
305-03-3	クロラムブシル	4-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]ブタン酸	区分1A	
320-67-2	5-アザシチジン	4-アミノ-1-ベータ-D-リボフラノシル-1, 3, 5-トリアジン-2(1H)-オン	区分1B	
446-86-6	アザチオプリン	アザチオプリン	区分1A	
484-20-8	4-メトキシフロ [3, 2-g] クロメン-7-オン (別名ベルガブテン)	4-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン	区分1B	
494-03-1	N,N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	N, N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	区分1A	
530-64-3	キノリン塩酸塩	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 91-22-5参照
541-09-3	酢酸ウラニル	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	区分1A	二水和物はCAS RN 6159-44-0参照
548-62-9	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名: Clベイスックバイオレット3、クリスタルバイオレット)	ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド (別名クリスタルバイオレット)	区分1B	
606-20-2	2, 6-ジニトロトルエン	2, 6-ジニトロトルエン	区分1B	
611-06-3	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (別名: 1-クロロ-2-ニトロベンゼン)	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	区分1B	
684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素	N-メチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素	N-エチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
1402-68-2	アフラトキシン	アフラトキシン	区分1A	
1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジルスルホナート【C. I. ダイレクトブラック38】	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジルスルホナート (別名C Iダイレクトブラック38)	区分1A	
2040-52-0	シュウ酸トリウム	トリウム=ビス(エタンジオアート)	区分1B	
2602-46-2	6,6'-(ビフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジルスルホン酸二ナトリウム) (別名ダイレクトブルー6)	四ナトリウム=6, 6'-[([1, 1'-ビフェニル]-4, 4'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン-2, 7-ジルスルホナート)	区分1B	
2610-05-1	6,6'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビフェニリレン)ビスアゾ]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジルスルホン酸二ナトリウム) (別名Clダイレクトブルー1)	四ナトリウム=6, 6'-[(3, 3'-ジメトキシ [1, 1'-ビフェニル]-4, 4'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン-1, 3-ジルスルホナート)	区分1B	
5216-25-1	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン (別名p-クロロベンゾトリクロリド)	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	区分1B	
5522-43-0	1-ニトロピレン	1-ニトロピレン	区分1B	
5694-00-8	グリシドアミド	オキシラン-2-カルボキサミド	区分1B	
6055-19-2	シクロホスファミド-水合物	シクロホスファミド及びその水合物	区分1A	無水物はCAS RN 50-18-0参照
6159-44-0	酢酸ウラニル (2水塩)	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	区分1A	フリー体はCAS RN 541-09-3参照
7440-61-1	ウラン	ウラン	区分1A	
7496-02-8	6-ニトロクリセン	6-ニトロクリセン	区分1B	
8014-95-7	発煙硫酸	発煙硫酸	区分1A	

12071-83-9	N,N'-プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名: プロピネブ)	N, N' -プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	区分1B	
13010-47-4	1- (2-クロロエチル) -3-シクロヘキシル-1-ニトロソ尿素 (CCNU)	N- (2-クロロエチル) -N' -シクロヘキシル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
13194-48-4	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名: エトプロホス)	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	区分1B	
13520-83-7	硝酸ウラニル (6水塩)	二硝酸ジオキソドウラン (VI) 六水和物	区分1A	
13909-09-6	1- (2-クロロエチル) -3- (4-メチルシクロヘキシル) -1-ニトロソ尿素 (メチルCCNU)	N- (2-クロロエチル) -N' - (4-メチルシクロヘキシル) -N-ニトロソ尿素	区分1A	
14047-09-7	ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	区分1B	
15245-44-0	スチフニン酸鉛	トリニトロレゾルシン鉛	区分1B	
15663-27-1	(SP-4-2) -ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン)	(SP-4-2) -ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン)	区分1B	
25214-70-4	アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物	アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物	区分1B	
29767-20-2	テニボシド	(5S, 5aR, 8aR, 9R) -9- (4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) -8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ [3', 4' : 6, 7] ナフト [2, 3-d] [1, 3] ジオキソール-5-イル=4, 6-O- [(R) -2-チエニルメチリデン] -ベーターD-グルコピラノシド (別名テニボシド)	区分1B	
33419-42-0	エトボシド	(5S, 5aR, 8aR, 9R) -9- (4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) -8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ [3', 4' : 6, 7] ナフト [2, 3-d] [1, 3] ジオキソール-5-イル=4, 6-O- [(R) -エチリデン] -ベーターD-グルコピラノシド (別名エトボシド)	区分1A	
34256-82-1	2-クロロ-N- (エトキシメチル) -2'-エチル-6'-メチルアセトアニリド	2-クロロ-N- (エトキシメチル) -N- (2-エチル-6-メチルフェニル) アセトアミド	区分1B	
39156-41-7	硫酸2,4-ジアミノアニソール	4-メトキシベンゼン-1, 3-ジアミン硫酸塩	区分1B	
52232-67-4	テリパラチド	L-セリル-L-バリル-L-セリル-L-グルタミル-L-イソロイシル-L-グルタミル-L-ロイシル-L-メチオニル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-ロイシルグリシル-L-リシル-L-ヒスチジル-L-ロイシル-L-アスパラギニル-L-セリル-L-メチオニル-L-グルタミル-L-アルギニル-L-バリル-L-グルタミル-L-トリプトフィル-L-ロイシル-L-アルギニル-L-リシル-L-リシル-L-ロイシル-L-グルタミル-L-アスパルチル-L-バリル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-フェニルアラニン (別名テリパラチド)	区分1A	
54749-90-5	1- (2-クロロエチル) -1-ニトロソ-3- [(2R, 3R, 4S, 5S) -3,4,5,6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサン-2-イル] 尿素 (別名クロゾトシン)	N- (2-クロロエチル) -N-ニトロソ-N' - [(2R, 3R, 4S, 5S) -3, 4, 5, 6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサン-2-イル] 尿素	区分1B	
57142-78-6	二塩基性フタル酸鉛	塩基性フタル酸鉛	区分1B	
71133-14-7	プロモジクロロ酢酸	プロモジクロロ酢酸	区分1B	
79217-60-0	シクロスポリン	シクロスポリン	区分1A	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類 (塩素化ビフェニル (別名PCB) に該当するものを除く。)	区分1A	
	フッ素エデン閃石	フッ素エデン閃石	区分1A	

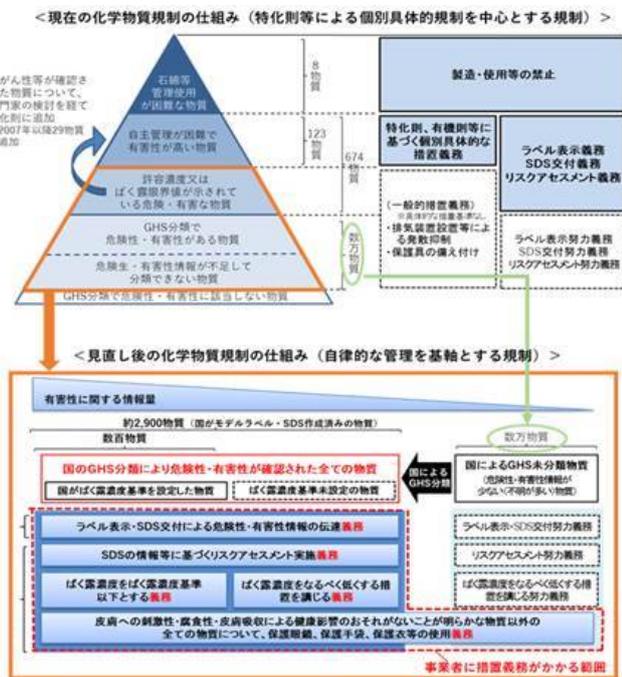
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

新たな規制の概要

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則



本改正の主なポイント

1. 労働安全衛生規則関係

- (1) リスクアセスメントが義務付けられている化学物質(以下「リスクアセスメント対象物」という。)の製造、取扱い又は譲渡を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- (2) 化学物質のSDS(安全データシート)等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- (3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること(加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること)や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- (4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化
- (5) 雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施を義務とする(教育の対象業種の拡大/教育の拡充)を全業種に拡大

2. 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

- (1) 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- (2) 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化

(3)作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質(特別管理物質等を除く。)に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

3. 施行日

公布日(一部令和5年4月1日又は令和6年4月1日施行)

本改正の概要

[労働安全衛生法の新たな化学物質規制 \[PDF:1,926KB\]](#)

関係法令

改正政令及び改正省令(令和4年2月24日公布)

- [「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」\(令和4年政令第51号\)改め文 \[PDF:138KB\]](#)
- [「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」\(令和4年政令第51号\)新旧対照表\[PDF:136KB\]](#)
- [「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」\(令和4年厚生労働省令第25号\) \[PDF:281KB\]](#)

改正省令(令和4年5月31日公布)

[「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」\(令和4年厚生労働省令第91号\) \[PDF:1,370KB\]](#)

告示

- [化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示\(令和4年厚生労働省告示第190号\) \[PDF:257KB\]](#)
- [労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者\(令和4年厚生労働省告示第274号\)\[PDF:45KB\]](#)
- [粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者\(令和4年厚生労働省告示第275号\)\[PDF:41KB\]](#)
- [労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習\(令和4年厚生労働省告示第276号\) \[PDF:61KB\]](#)
- [「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」\(令和4年厚生労働省告示第341号\)\[PDF:219KB\]](#)
- [労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの\(令和4年厚生労働省告示第371号\) \[PDF:55KB\]](#)

関係通達等

改正政省令の施行通達

[労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について\(令和4年2月24日付け基発0224第1号\) \[PDF:346KB\]](#)

改正省令等の施行通達

[労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について\(令和4年5月31日付け基発0531第9号\)\(令和4年9月7日一部改正\) \[PDF:297KB\]](#)

告示の施行通達

- [労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について\(令和4年9月7日付け基発0907第1号\) \[PDF:184KB\]](#)
- [第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等に関する告示の施行等について\(令和4年11月30日付け基発1130第1号\)\[PDF:183KB\]](#)
- [労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について\(令和4年12月26日付け基発1226第4号\)\[PDF:349KB\]](#)

関係通知

- [労働安全衛生法に基づく安全データシート\(SDS\)の記載に係る留意事項について\(令和4年1月11日付け基安化発0111第2号\) \[PDF:152KB\]](#)
- [労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等\(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係\)に係る留意事項について」の改正について\(令和4年5月31日付け基安化発0531第1号\) \[PDF:351KB\]](#)
- [保護具着用管理責任者に対する教育の実施について\(令和4年12月26日付け基安化発1226第1号\) \[PDF:163KB\]](#)

報道発表資料

- [化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～\(令和4年5月31日発表\)](#)
- [「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します\(令和4年11月21日発表\)](#)
- [「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について\(令和4年11月30日発表\)](#)
- [労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示を行いました\(令和4年12月26日発表\)](#)

パブリックコメントで寄せられたご意見等について

- ・「[労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案](#)」及び「[労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案](#)」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について(令和4年2月24日公表)
- ・「[労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について](#)」に対して寄せられた御意見等について(令和4年5月31日公表)
- ・「[化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件に関する意見募集について](#)」に対して寄せられた御意見について(令和4年5月31日公表)
- ・「[労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者\(案\)](#)」及び「[粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者\(案\)](#)」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について(令和4年9月7日公表)
- ・「[労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習\(案\)](#)に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について(令和4年9月7日公表)
- ・「[第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等\(案\)](#)」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について(令和4年11月30日公表)
- ・「[労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの\(案\)](#)」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について(令和4年12月26日公表)

対象物質の一覧

[労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用分\)](#) [Excel: 31KB]

参考資料

- ・ [職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書\(令和3年7月19日公表\)](#) [PDF: 1.084KB]
- ・ [化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメントのためのばく露モニタリングに関する検討会報告書\(令和4年5月 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター\)](#) [PDF: 943KB]
- ・ [令和4年度化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ\(令和4年11月21日公表\)](#)

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談
- ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

相談先は、[こちら](#)をご覧ください。

- ・ 労働基準局安全衛生部
 - 化学物質対策課(内線:5514)

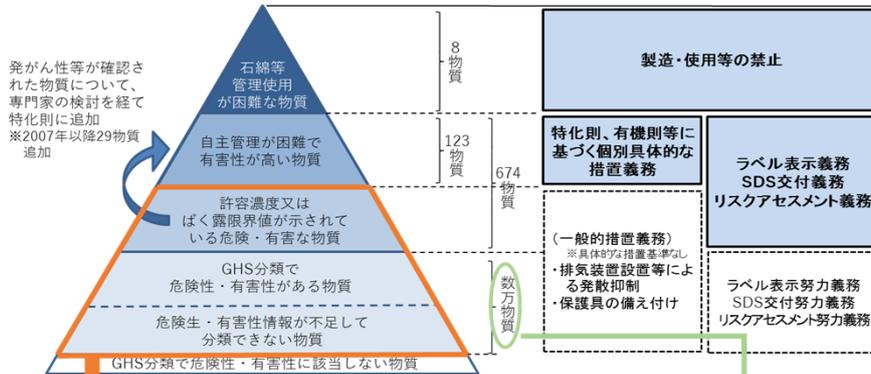


労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

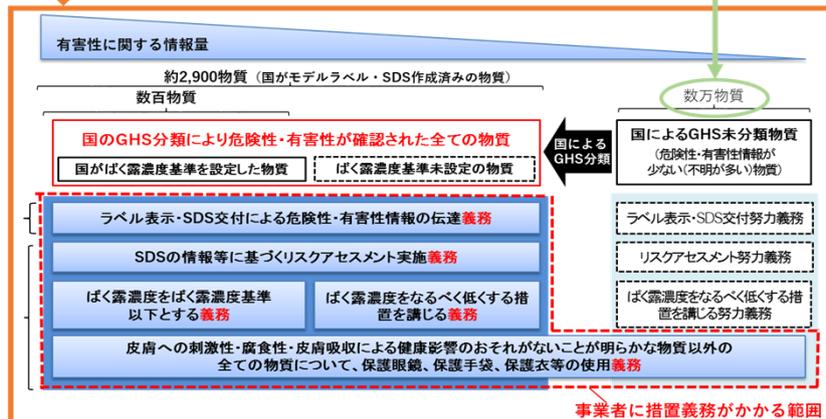
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

努力義務

2023(R5).4.1施行

義務

2024(R6).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

努力義務

2023(R5).4.1施行

- ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況
の調査審議を行うことを義務付けます※。

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かな
なければなりません。

2023(R5).4.1施行

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事
業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

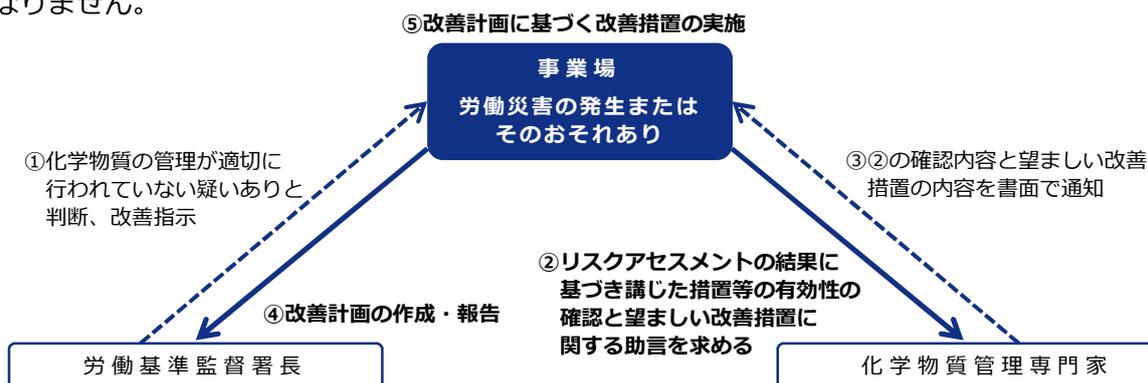
リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスマ
ント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に
対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、
リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受け
た上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなけれ
ばなりません。

2024(R6).4.1施行



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2024(R6).4.1施行

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

2023(R5).4.1施行

- ・ 食料品製造業
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

2022(R4).5.31(公布日)
施行

改正前

- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

2023(R5).4.1施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。
また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

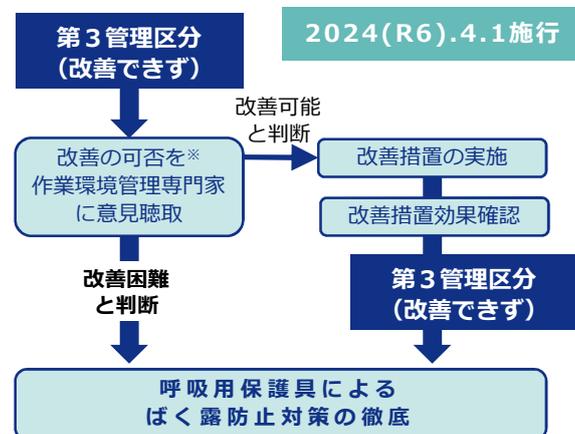
2023(R5).4.1施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回緩和できます。

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



※作業環境管理専門家の要件は通達で示しています。

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

新たな化学物質規制項目の施行期日

規 制 項 目		2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日 (以降の開設期間とお問い合わせ先は未定)

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>